

第17号の2様式（第54条の2関係）

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和4年 6月 14日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府福知山市長田野町1丁目39番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） サンキン株式会社 鋼管生産事業部 事業部長 平尾 博文

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	43 台	0 台	1 台	42 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	38 台	0 台	2 台	36 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0.41	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	2	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使 用 時	府内の事業所で所有している第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が隨時、情報の更新をするなど、適切に管理している。			
	廃 棄 時	第一種特定製品廃棄時には、充填回収業者に委託確認書を交付し、充填回収業者から交付された引取証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使 用 時	自社での簡易点検（1回/3ヶ月）及び一部、業者による定期点検（1回/3年）を実施している。第一種特定製品使用時は、異音が無いか確認し、異常があった場合は担当部署への報告を徹底している。担当部署は、依頼を受けた場合は速やかに充填回収業者へ点検を依頼している。			
	廃 棄 時	第一種特定製品廃棄時には、充填回収業者から交付された引取証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・ 第一種特定製品対象の制御盤クーラーの更新時には、ノンフロン製品を選定している。その他の第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品を導入している。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。